

## 主な修正事項（風水害等災害対策計画編）

体 系	頁	修正内容
全編共通		
-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値等を現状に合わせて変更します。</li> <li>・組織名、職名等を現状に合わせて変更します。</li> <li>・変更された避難情報区分に関連する部分を修正します。</li> <li>（旧）「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」、「避難指示」</li> <li>（新）「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」</li> <li>・地震災害対策編と同一内容が記述されている部分の整合を図ります。</li> <li>・誤字や脱字等を修正をします。</li> </ul>		
第1編 風水害等災害対策の計画的な推進		
第3章 計画の推進主体とその役割		
第1節	計画の進め方	5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことなど、男女共同参画等の推進に関する内容を記述します。</li> </ul>		
第3節	市民等の責務	7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど市民の備蓄品の例を記述します。</li> <li>・災害の危険が高まった時に避難が遅れることのないよう、自らの判断で適時適切な避難行動を取ることを記述します。</li> </ul>		
第2編 風水害対策編		
第1章 都市の安全性の向上		
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	17
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海市で発生した土砂災害を踏まえ、盛土の安全対策について記述します。</li> </ul>		
		18
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定した「三浦市国土強靱化地域計画」に基づき、災害リスクや地域の特性に応じた市街地整備に関する各種施策を推進することを記述します。</li> </ul>		
第6節	高潮対策	23
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が新たに相模灘沿岸の高潮浸水想定区域の指定並びに高潮特別警戒水位を設定したことを記述します。</li> </ul>		
第8節	がけ崩れ対策等の推進	25
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月、横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町）の土砂災害特別警戒区域の指定が完了したことを記述します。</li> </ul>		
第2章 災害時の応急活動対策		
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	35
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるDXの推進に努めることについて記述します。</li> </ul>		
第5節	避難対策	43
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の「新型コロナを踏まえた避難所運営ガイドライン」に基づき、市避難所運営マニュアルの別冊として「感染症を踏まえた避難所の開設・運営のポイント」を作成したことを記述します。</li> </ul>		
		44
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進が必要であることを記述します。</li> </ul>		
		44
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令基準について記述します。</li> </ul>		
		45
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令により住民等に求める行動、住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報に関する表を修正します。</li> </ul>		
		46
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営において、女性や子供等の安全に配慮することを記述します。</li> </ul>		
		48
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策について記述します。</li> </ul>		
		49
第7節	要配慮者に対する対策	52
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項を記述します。</li> </ul>		
		53
第14節	広域応援体制等の拡充	67
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県須坂市及び宮城県南三陸町と災害時応援協定を締結していることを記述します。</li> </ul>		
第17節	防災知識の普及	74
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを記述します。</li> </ul>		

第3章 災害時の応急活動対策			
第1節	災害発生直前の対策	84	・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等について記述します。
		85	・気象情報の詳細について記述します。
第7節	避難対策	100	・平時から避難施設の情報を掲載し、災害時には避難施設の混雑状況をリアルタイムに発信できるシステム「VACAN Maps（バカンマップス）」を活用して避難所の開設・混雑状況を市民等に対し周知していることを記述します。
		104	・指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを記述します。
第17節	広域的応援体制	128	・自衛隊に災害派遣を要請するための3つの要件を記述します。
第4章 復旧・復興対策			
第1節	復興体制の整備	134	・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底すること、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することを記述します。
第2節	復興対策の実施	141	・被災者生活再建支援制度の適用の要件に中規模半壊世帯を記述します。
第3編 火山災害対策編			
前言		147	・想定される主な火山災害事象の解説について記述します。
第1章 災害時の応急活動対策			
第1節	火山情報の伝達体制等	150 ～ 152	・富士山の噴火警戒レベル、箱根山の噴火警戒レベル、降灰予報、火山現象に関する情報等について記述します。
		154	・災害応急対策への備えとして、情報の収集・連絡、降灰等対策について記述します。
第2節	災害応急対策への備え	154	
第2章 災害時の応急活動計画			
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	155	・新たに災害情報の収集・連絡、通信手段の確保、各種通信設備の利用に関する事項について記述します。
第2節	活動体制の確立	155	・市の活動体制、広域的な応援体制について記述します。
第3節	富士山の個別対策	156	・富士山の避難対策について記述します。
第5編 船舶災害対策編			
第1章 災害予防			
第1節	船舶の安全確保	163	・海上防災意識の向上、海上規制及び指導の強化について記述します。
第7節	その他第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の措置	166	・第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の措置事項を詳細に記述します。
		167	

第6編 航空災害対策編			
第1章 災害予防			
第1節	災害応急対策への備え	168	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察（三崎警察署）は、県、空港管理者、航空運送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ること、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めることを記述します。</li> <li>・第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備に努めることを記述します。</li> </ul>
第7編 原子力災害対策編			
第2章 災害時の応急活動対策			
第3節	災害時の市民等への指示広報	177	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等からの問い合わせに対する対応について記述します。</li> </ul>
第4章 原子力艦対策			
第3節	避難誘導体制等の整備	179	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の避難誘導体制等の整備について記述します。</li> </ul>
第7節	活動体制の確立	180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の活動体制について記述します。</li> </ul>
第8節	広域的な応援体制	180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村、職員、自衛隊の派遣要請について記述します。</li> </ul>
第9節	防災業務関係者の安全確保	181	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災業務関係者の防護対策について記述します。</li> </ul>
第10節	屋内退避、避難、飲食物の 摂取制限等の防護活動	181 182	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動について記述します。</li> </ul>
第11節	災害時の県民等への広報	183	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の県民等への広報について記述します。</li> </ul>
第12節	緊急輸送活動	184	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送活動について記述します。</li> </ul>
第13節	救助・救急及び医療救護活動	184 185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助・救急及び医療救護活動について記述します。</li> </ul>
第14節	各種制限措置の解除	185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種制限措置の解除について記述します。</li> </ul>
第15節	災害地域住民に係る記録の 作成等	185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害地域住民に係る記録の作成等について記述します。</li> </ul>
第16節	被害等の影響の軽減	185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康相談体制の整備、風評被害等の影響の軽減等について記述します。</li> </ul>
第8編 大規模な火事災害対策編			
第2章 災害時の応急活動対策			
第2節	活動体制の確立	188	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村長に対する応援要請、知事に対する応援又は災害応急対策の要請について記述します。</li> </ul>
第11編 その他の災害に共通する災害対策編			
第2章 災害時の応急活動対策			
第3節	活動体制の確立	205	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村長に対する応援要請、知事に対する応援又は災害応急対策の要請について記述します。</li> </ul>